

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330018

研究課題名(和文)非正規雇用問題の総合的立法政策の研究

研究課題名(英文)Comprehensive Research on Regulatory Policies of Non-Standard Employment

研究代表者

荒木 尚志(Araki, Takashi)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60175966

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,700,000円、(間接経費) 2,310,000円

研究成果の概要(和文)：非正規雇用の中核を占める有期雇用に関して、まず、欧州の規制アプローチとアメリカの市場調整アプローチという対照的政策の存在を明らかにした。次に、欧州の規制アプローチを、締結事由規制、濫用規制、不利益取扱い禁止規制に整理し、締結事由規制から濫用規制へという規制比重の変化を明らかにし、ここから重要な教訓を得るべきことを主張した。2012年には、濫用規制を中心とする労働契約法改正が実現したため、新設条文および有期労働契約法理における基本概念について解釈論的検討も行った。

有期労働・パート労働・派遣労働についての規制の相互関係や、雇用形態差別として議論されている課題についても検討を深めた。

研究成果の概要(英文)：This research firstly clarified the contrasting labor policies between European regulatory approach and American market function approach, secondly classified European regulations into three categories (conclusion regulations, abusive renewal regulations, and prohibition of unfavorable treatment by reason of fixed-term contract) and pointed out the shift from conclusion regulations to abusive renewal regulations, from which Japan should learn significant lessons. Since 2012 revision of the Labor Contract Act adopted new regulations focusing on abusive renewal regulations, this research further developed interpretative discussions on new provisions and basic notions concerning the fixed-term employment. As to the three types of non-standard employment (fixed-term, part-time and dispatched work), the research analyzed the relationship of their regulations and clarified the meaning of the so-called "discrimination by reason of employment forms."

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：非正規雇用 有期労働契約 パート労働 派遣労働

1. 研究開始当初の背景

1990年時点では全労働者の20%に過ぎなかった非正規雇用労働者(パート労働者、有期契約労働者、派遣労働者)が、2008年には34%と労働者の3分の1を占めるに至り、また、従来は家計補助的非正規も多かったが、現在では生計依存型非正規の増加が目立っている。こうした非正規雇用の量的・質的变化により、非正規雇用問題は日本の雇用労働政策における喫緊の課題となっている。

政策的対応としては、パート労働については、2007年にパート労働法が改正され、派遣労働については2010年段階で労働者派遣法改正案が提案されていた。しかし、非正規雇用の大多数を占める有期雇用については、判例法理(雇止め法理)による一定の保護はあるものの、有期雇用についての本格的な規制はなされてこなかった。研究代表者も参加した厚生労働省「有期労働契約研究会」は、2010年9月に最終報告をまとめたが、同報告は、ありうる政策メニューのメリットとデメリットを検証したもので、特定の立法政策を提言したものではなかった。

非正規雇用労働者の大きな問題が彼らの7割程度が有期契約で雇用されており不安定雇用であるということに起因する。そこで、これまでパート労働や派遣労働と異なり、本格的法規制の対象とされてこなかった有期雇用について、いかなる立法政策を展開すべきかを検討することが大きな課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は上記の問題意識に基づき、非正規雇用の中核問題である有期雇用を中心に、非正規雇用の総合的立法政策を検討する。

有期労働契約については、EU諸国において詳細な法規制の展開が見られるが、その内容を整理して、各国の法制の展開からいかなる教訓が得られるのかを解明する必要があ

る。他方、アメリカでは有期契約について特段の規制がなされていないようであるが、その場合、非正規雇用問題がどのように処理されているのかも解明する必要がある。こうしたEU諸国とアメリカにおける非正規雇用・有期契約の取扱いを分析し、それぞれの法域における規制の特色を明らかにする必要がある。また、非正規雇用全体に係る正規雇用との処遇格差問題についてのEU諸国とアメリカのアプローチの実情も解明する必要がある。さらに、非正規雇用の法規制は雇用の安定と雇用の喪失の双方に作用する可能性があるため、労働法制としての取り組む際の手法と、労働法制以外の諸施策も加えた総合的検討を行うことも必要である。こうした諸問題の解明を本研究の目的とした。

3. 研究の方法

本研究を実施するに当たっては、諸外国における有期契約規制の内容・変遷・実態の分析、日本における有期契約規制の方向性の検討、諸外国における正規・非正規の処遇格差問題の検討、日本における正規・非正規の処遇格差問題の検討、非正規雇用のセーフティネットの整備、研究全体のとりまとめ、という6つのステージを設定し、平成23年度は、平成24年度はを踏まえてを、平成25年度はを行う計画を立てた。

実際に研究を開始すると、研究期間中である平成24年に有期労働契約規制に新たな規制を導入する労働契約法改正が実現した。そこで、～の立法政策の検討に加えて、改正労働契約法の新条文についての解釈論的検討も実施することとした。

4. 研究成果

(1) 本研究では、まず、有期契約労働について、諸外国の法政策を分析し、欧州では規制アプローチが、アメリカでは市場調整アプ

ローチが採用されているという対照的な状況があることを明らかにした。

(2) 次に、欧州諸国における規制アプローチの内容を分析すると、有期契約の締結事由規制、有期契約の濫用的利用規制、有期契約を理由とする不利益取扱い禁止規制の3つの規制類型があることを明らかにした。

そして、欧州諸国における規制の展開・変遷を分析すると、当初は有期契約締結に客観的事由を必要とする規制が各国で採用されたが、それが労働市場の硬直性をもたらし、高失業問題、とりわけ若年失業問題をもたらしているとの反省が生ずる。そこで、ドイツやスウェーデン等では締結事由規制から有期契約の濫用的な反復利用の規制へと規制の重点が移されることとなった。他方、締結事由規制を維持しているフランス等でも、かならずしも期間の定めが必要となる客観的事由とはいえないような事由についても、有期契約の締結を認める法改正がなされ、締結事由規制自体が緩和される傾向が見られた。

こうした欧州の経験からは、有期労働契約には無業・失業者に雇用機会を与え、失業問題に対処するという重要な機能を営んでいること、同時に、有期契約利用を無制約に認めると、雇用保障に欠ける不安定雇用として濫用される問題が生ずるため、その濫用的利用には規制を課し、安定雇用へ誘導する必要であること等の貴重な教訓が得られると考えた。

そこで、日本の法政策としては、有期契約の締結事由規制を導入するのではなく、有期契約の濫用的利用に規制を導入し、安定雇用へ誘導する施策が望まれるとの見解に至った(以上については、雑誌論文 で詳論したほか、学会発表 ~ 、図書 ~ に反映させた)。

(3) 平成24年に労働契約法が改正され、本研究の後半では、立法政策のあり方の検討と

共に、改正労働契約法で新たに導入された無期転換ルール(労契法18条)雇止め法理(同19条)有期労働契約を理由とする不合理な労働条件の禁止(同20条)について、解釈論的検討にも取り組むこととした。

5年無期転換ルールについては、無期転換ルール自体の当否、5年という転換要件、転換時の労働条件は別段の合意がなければ変更されないこと等について、様々な議論が展開されている。これらの諸点について立法過程の議論や比較法研究の成果も踏まえて、分析を加えた(雑誌論文 、図書)。

また、雇止め法理を明文化した労契法19条については、判例法理の内容自体を明らかにするとともに、新たに規定された条文の解釈にあたって、これまで十分に解明されてこなかった基本概念の検討が必要と考えられた。そこで、有期労働契約法理における基本概念について基礎的考察を行った(雑誌論文)。その上で、19条に関する具体的解釈論を展開した(雑誌論文 、図書)。

労契法20条で導入された無期契約労働者と比較した場合の有期契約労働者の不合理な労働条件の禁止については、これまでになく新たな規制であることから、その位置づけを比較法的視点およびパート労働法8条との比較の視点等を意識して検討した(雑誌論文 、図書)。

また、パート労働・派遣労働も含めた非正規雇用全体については、パート法、派遣法における規制内容の検討を行うと共に(雑誌論文) その法規制の相互関係等に留意して非典型雇用として検討を加えた(学会発表 、図書)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

荒木尚志「有期労働契約の締結事由・無期
転換」土田道夫・山川隆一編『労働法の争点』
152-153頁(2014年)査読無

荒木尚志「有期労働契約法理における基本
概念考 更新・雇止め・雇用継続の合理的期
待」根本到・奥田香子・緒方桂子・米津孝司
編『労働法と現代法の理論 西谷敏先生古稀
記念論集(上)』391-414頁(日本評論社、2013
年)査読無

池田悠「出向関係の解消に伴う有期労働契
約の中途解約と不法行為の成否 スカイマ
ークほか2社事件」ジュリスト1460号119
頁~122頁(2013年)査読無

荒木尚志「有期労働契約規制の立法政策」
荒木尚志・岩村正彦・山川隆一編『労働法学の
展望』163-189頁(有斐閣、2013年)査読無

富永晃一「新法解説 労働契約法の改正」
法学教室387号53-58頁(2012)査読無

荒木尚志「日本におけるパートタイム労働
及びホワイトカラーの労働時間規制の現状
と課題」臺灣労働法學會學報第十期1-30頁
(2012)査読無

岩村正彦・荒木尚志・島田陽一 鼎談「2012
年労働契約法改正 有期労働規制をめぐっ
て」ジュリスト1448号12-38頁(2012年)
査読無

富永晃一「改正労働者派遣法とその解釈
上の課題：派遣労働者の保護(派遣先関
係)」ジュリスト1446号59-64頁(2012)
査読無

〔学会発表〕(計6件)

Takashi Araki, "Changing Lifetime
Employment in Japan and New Employment
Policies for Non-Standard Employees",
Comparative Labor and Employment Law &
Policy Program, University of Illinois,
College of Law (April 9, 2014)

Takashi Araki, "Changing Labor Practice
and New Employment Policies in Japan",
Center for Japanese Legal Studies,

Columbia Law School (April 3, 2014)

Takashi Araki, "Changing Labor
Relations and Employment Policies in
Japan: Fairness for Non-Standard
Employment", East Asian Legal Studies &
Labor and Worklife Program, Harvard Law
School (November 15, 2013)

Takashi Araki, "New Labor Policies on
Non-Standard Employment in Japan",
Symposion "Aktuelle arbeitsrechtliche
Herausforderungen in Japan und Deutschland,
Japanisches Kultureinstitut (January 10,
2013)

〔図書〕(計5件)

荒木尚志編著(桑村裕美子・原昌登・池田
悠・櫻庭涼子著)『有期雇用法制ベーシッ
ク』約250頁(有斐閣、2014年)

荒木尚志・菅野和夫・山川隆一『詳説労働
契約法(第2版)』xii+456頁(弘文堂、2014
年)

荒木尚志『労働法(第2版)』40+768頁(有
斐閣、2013年)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

荒木尚志 (ARAKI, Takashi)
東京大学・大学院法学政治学研究所・教授
研究者番号：60175966

(2) 研究分担者

池田 悠 (IKEDA, Hisashi)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：00456097

富永 晃一 (TOMINAGA, Koichi)
上智大学・法学部・准教授
研究者番号：30436498

山川 隆一 (YAMAKAWA, Ryuichi)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号： 60158079
(平成 25 年度より)

(3)連携研究者

なし